

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1150号)

平成25年3月7日

横情審答申第1150号

平成25年3月7日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成24年9月19日建建審第435号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添1の〔地積測量図〕から明らかなように特定年月日X当時、鶴見区馬場町特定地番の土地は特定個人Aが所有していたが、同土地の南側を特定個人B及び特定個人Cに売却し、特定個人Aは、その後特定地番の土地の北側の土地を使用し、自己名義で2棟の建築確認申請を特定年月日Yに行い、特定個人B及び特定個人Cは特定年月日Z建築確認申請を行っているのである。これらの土地分割経緯により特定個人A名義（名義変更の特定個人D、特定個人E）の土地の囲繞地通行権は民法213条1項により、特定個人B及び特定個人C所有の土地には存在しないことが明白であるにもかかわらず、建築基準法9条に基づく行政措置を行わない理由根拠の内部文書一式」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添1の〔地積測量図〕から明らかなように特定年月日X当時、鶴見区馬場町特定地番の土地は特定個人Aが所有していたが、同土地の南側を特定個人B及び特定個人Cに売却し、特定個人Aは、その後特定地番の土地の北側の土地を使用し、自己名義で2棟の建築確認申請を特定年月日Yに行い、特定個人B及び特定個人Cは特定年月日Z建築確認申請を行っているのである。これらの土地分割経緯により特定個人A名義(名義変更の特定個人D、特定個人E)の土地の囲繞地通行権は民法213条1項により、特定個人B及び特定個人C所有の土地には存在しないことが明白であるにもかかわらず、建築基準法9条に基づく行政措置を行わない理由根拠の内部文書一式」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添1の〔地積測量図〕から明らかなように特定年月日X当時、鶴見区馬場町特定地番の土地は特定個人Aが所有していたが、同土地の南側を特定個人B及び特定個人Cに売却し、特定個人Aは、その後特定地番の土地の北側の土地を使用し、自己名義で2棟の建築確認申請を特定年月日Yに行い、特定個人B及び特定個人Cは特定年月日Z建築確認申請を行っているのである。これらの土地分割経緯により特定個人A名義(名義変更の特定個人D、特定個人E)の土地の囲繞地通行権は民法213条1項により、特定個人B及び特定個人C所有の土地には存在しないことが明白であるにもかかわらず、建築基準法9条に基づく行政措置を行わない理由根拠の内部文書一式」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成24年6月21日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件請求は、鶴見区馬場町の地積測量図を添付し、当該文書に関する文書を請求

しているものである。

したがって非開示決定を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち実施機関と鶴見区馬場町に係る個人との関わりがあったことを答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば文書が存在しないこと、すなわち実施機関と特定個人との関わりがなかったことを答えることになる。

その結果、実施機関と特定個人との関わりの有無が明らかとなり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

- (2) 特定個人が実施機関と何らかの関係があるという事実の有無は、当該特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。そのため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 虚偽の理由で非開示となっているため本件処分の取消しを求める。
- (2) 建築主事が交付した要望書の中に明記している事実からも虚偽の理由であることが明白である。
- (3) 実施機関は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の接道義務及び同法第9条第1項の違反建築物に対する行政措置の条項に違反していることを熟知しながら、故意に虚偽の理由で非開示としたことが明白である。

5 審査会の判断

- (1) 本件請求について

申立人は、開示請求書に、「・・・土地分割経緯により特定個人A名義(名義変更の特定個人D、特定個人E)の土地の囲繞地通行権は民法213条1項により、特定個人B及び特定個人C所有の土地には存在しないことが明白であるにもかかわらず、建築基準法9条に基づく行政措置を行わない理由根拠の内部文書一式」と記載して本件請求を行っている。

当該開示請求書の記載内容から、本件請求は、土地分割の経緯から特定個人A（名義変更後の特定個人D及び特定個人E）名義の土地の所有者は、特定個人B及び特定個人C所有の土地に囲繞地通行権はないという事実関係を前提に、土地名義

人である特定個人A、特定個人D及び特定個人Eを名指しし、当該個人に対し実施機関が行った、又は行っていないとされる事務（行政措置）の内容について示した内部文書を請求しているものである。

これらの点を踏まえると、本件請求は、特定個人A、特定個人D及び特定個人Eが実施機関から行政措置を受けたという事実の有無を前提とする文書の開示を求めるものと解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について応答することによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうこととなるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に

含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

ウ 本件請求は、特定個人A、特定個人D及び特定個人Eが実施機関から行政措置を受けた事実の有無を前提とする文書の開示を求めるものであり、本件請求は特定の者を名指しして行われたものであることが認められる。

そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち特定個人A、特定個人D及び特定個人Eが実施機関から行政措置を受けた事実があるという情報を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、特定個人A、特定個人D及び特定個人Eが実施機関から行政措置を受けた事実がないこと、又は理由付記の内容によっては実施機関から行政措置を受けているが、当該行政措置について実施機関から文書の交付を受けていないことを明らかにすることとなる。

このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ これらのことから、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とする非開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、開示請求をなされた事項について特定個人が行政措置を受けた事実があるか否かという、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年9月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年10月18日 (第144回第三部会)	・諮問の報告
平成24年10月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年10月25日 (第216回第一部会) 平成24年10月29日 (第223回第二部会)	・諮問の報告
平成24年12月20日 (第148回第三部会)	・審議
平成25年1月17日 (第149回第三部会)	・審議
平成25年1月31日 (第150回第三部会)	・審議